

西東京市廃棄物減量等推進審議会傍聴要領（案）

第 1 趣旨

この要領は、西東京市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

第 2 傍聴人の定員

審議会の傍聴人の定員は、審議会の会場の広さ等を勘案して審議会の会長（以下「会長」という。）が定める。

第 3 傍聴人の決定

審議会を傍聴しようとする者は、審議会の会場入口に設置する西東京市廃棄物減量等推進審議会傍聴届（別記様式）に住所、氏名、年齢及び電話番号を記入の上、受付に届け出なければならない。

- 2 傍聴人は、審議会開催予定時刻の 15 分前から先着順で決する。ただし、審議会の開催予定時刻の 15 分前における傍聴希望者が第 2 に定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

第 4 傍聴席に入ることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを所持している者
- (2) 審議会の妨害となる器物等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者。ただし、第 6 の規定により撮影又は録音をすることにつき、会長の許可を得た者を除く。
- (5) その他審議会を妨害するおそれがあると認められる者

第 5 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等審議会の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、たすき類等を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲酒及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) その他審議会の秩序を乱し、又は審議会の妨害になるような行為をしないこと。

第 6 撮影等の許可

傍聴人は、傍聴席において写真、映像等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

第 7 職員の指示

資料 7

傍聴人は、傍聴する際には職員の指示に従わなければならない。

第 8 傍聴人の退場

傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

第 9 違反に対する措置

傍聴人が、この要領に違反するときは会長はこれを制し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

第10 委任

この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 20 日から施行する。

別記様式（第 3 関係）

年 月 日

西東京市廃棄物減量等推進審議会傍聴届

西東京市廃棄物減量等推進審議会傍聴要領第 3 第 1 項の規定に基づき、下記
のとおり届け出ます。

記

住 所 _____

氏 名 _____

年 齢 _____

電話番号 _____